

長野市総合事業サービス事業費請求について

1 総合事業に係るサービス事業費の請求先

(1) 訪問型サービス

サービスの種類	サービスコード種類	請求先
介護予防訪問介護相当サービス	A 1 (みなし) ※ A 2 (独自)	国保連
訪問型基準緩和サービス (訪問型サービス A)	A 3 (独自)	

(2) 通所型サービス

サービスの種類	サービスコード種類	請求先
介護予防通所介護相当サービス	A 5 (みなし) A 6 (独自)	国保連
通所型基準緩和サービス (通所型サービス A)	A 7 (独自)	

※1 サービスコード種類

A 1 訪問型サービス (みなし) みなし指定を受けている事業者用

A 2 訪問型サービス (独自) 平成 28 年 10 月 1 日以降、新たに指定を受けた事業者用

A 3 訪問型基準緩和サービス (訪問型サービス A) (独自)

A 5 通所型サービス (みなし) みなし指定を受けている事業者用

A 6 通所型サービス (独自) 平成 28 年 10 月 1 日以降、新たに指定を受けた事業者用

A 7 通所型基準緩和サービス (通所型サービス A) (独自)

◎サービスコード (独自分) については、長野市ホームページの『総合事業単位数表マスタ』より取り込みをお願いします。みなし分はご利用のシステムに登録されていますので、不明の場合はシステム会社へご連絡をお願いします。

◎サービス事業所から包括支援センター若しくは居宅支援事業所へ提出する個別利用票の総合事業用は、長野市ホームページの『総合事業サービス個別利用票 (兼介護給付管理票別表 1.2)』をご利用ください。

◎総合事業についてホームページの掲載場所

長野市ホームページ > 組織で探す > 介護保険課 > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の皆さんへ > に掲載があります。

